

一、懸引揚げたが會社との交渉如何に依りては社長自宅を訪問應込み職務に出で一方關係官廳に暴行事實を訴へ更に加藤勸十代議士をして開會中の議會に質問すべく強硬なる態度を持したのである。

四、解決状況

組合幹部は再三發坑側を訪問し責任を札明したる結果會社側の態度漸次軟化し遂に一月十八日左の條件を以て解決した。

- 1、逃走名義に因る井上長松の解雇を取消即時解雇として豫て金一封を贈呈せり)
- 2、歸省旅費(福岡縣城島郡上山田)六千圓を支給
- 3、慰謝料は拒絶す(毆打せる飯場主より慰謝料の意味を以て金一封を贈呈せり)

發第九〇號

昭和十二年六月七日

福岡出張所長 清原 進

福岡バス従業員の待遇改善要求紛議状況別紙の通御送付
申上候